

○厚生労働省令第百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

第一条中第二百三十九号を第二百四十五号とし、第百九十九号から第二百三十八号までを六号ずつ繰り下

げ、第百九十八号を第二百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四　メチル―ニ―「―（四―フルオロベンジル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百九十七号を第二百二号とし、第百九十四号から第百九十六号までを五号ずつ繰り下げ、第百九十三号を第百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十八　二―（四―メチルフエニル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類

第一条中第百九十二号を第百九十六号とし、第百七十九号から第百九十一号までを四号ずつ繰り下げ、第百七十八号を第百八十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十二　一―ペンチル―N―（キノリン―八―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百七十七号を第百八十号とし、第百九号から第百七十六号までを三号ずつ繰り下げ、第百八号を第百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十一 二―(ナフタレン―ニ―イル)―ニ―(ピペリジン―ニ―イル) 酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第百七号を第百九号とし、第百一号から第百六号までを二号ずつ繰り下げ、第百号を第百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―ニ―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第九十九号を第百号とし、第五十五号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五十四号の次に次の一号を加える。

五十五 エチル―ニ―「一―(五―フルオロペンチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―

三―メチルブタノート及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。